



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画のめざす基本的な方向性

(1) 計画のめざす基本的な方向性

だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて

子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を、
すべての子どもに等しく保障するという

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の精神にのっとり、
子どもの今と未来が、その生まれ育つ環境によって左右されることがないように、

すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、

すべての子どもの教育の機会が等しく保障され、

だれひとり取り残さず、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができる

あたたかい地域共生のまちをめざします。

本計画は、藤沢市子ども・子育て支援事業計画がめざす将来像の副題「だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて」を、計画のめざす基本的な方向性と定め、その実現に向けて施策を推進します。

(2) 計画推進のための基本的な視点

視点1 子ども・若者の権利を第一に尊重

すべての子どもは、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、生まれ育つ環境に関わらず、その生活や成長を権利として保障されることが求められています。

社会のあらゆる分野において、子ども・若者の年齢や発達の程度に応じて、子ども・若者の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されなくてはなりません。そのための土壌として、子ども・若者が安心して声をあげることのできる環境づくりとともに、関わる側が子ども・若者の気持ちに気づく力、子ども・若者自身が意見を発信する力を高めることも重要です。子どもや若者を対象とする施策の推進にあたっては、第一に子ども・若者に視点を置いて実施されるよう配慮する必要があります。

用語解説

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）は、子どもを権利を持つ主体と位置づけ、大人と同じく、一人の人間として持っている権利を認めています。「子どもの権利条約」に定められている権利は、大きく4つに分けることができます。

生きる権利

すべての子どもの命が守られること

育つ権利

医療、教育や生活支援を受けたり、友達と遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること

守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

視点2 予防的な関わり、早期の発見、早期の対応

子ども・若者、子育て家庭が抱える困難が深刻化する前に、できるだけ早期に気づき、具体的な支援につなげていくことは重要な取組です。母子保健、藤沢版ネウボラ、幼児期の教育・保育、学校教育、放課後児童クラブなど、すべての子どもを対象とする施策・事業は、生まれ育つ環境に左右されず、支援の届きにくい子どもや子育て家庭を含めて広く接点を持つことから、本計画のプラットフォームと位置づけます。

すべての子どもを対象とし、すべての子どもに届くこれらの施策は、本計画の基盤であり、質の充実を図ることが不可欠です。プラットフォームでは、子ども・若者や子育て家庭の抱える課題や状況の変化に、接点を持つ関係者が早期に気づき、関係者と情報を共有し、必要な人を必要な支援に効果的につなぐ役割が求められます。

あわせて、支援が必要な子ども等にいち早く気づき、支援につなぐことができるよう、子ども・若者、子育て家庭に関わる様々な専門職の養成や確保、専門性を高めるための研修の充実や、関係者間の連携を促進するための取組の充実が求められます。

視点3 子ども・若者、子育て家庭に対する、切れ目ない包括的な支援

困難を抱える子どもや若者の背景には、その家族もまた重層的、複合的な困難を抱えていることがあります。子ども・若者や子育て家庭が直面する状況や抱えている問題は多様であるため、子どもや若者の生活状況や取り巻く環境に応じて、教育の支援、健康の支援、生活の安定への支援、就労の支援、経済的支援など分野横断的に包括的な取組を推進することが求められます。

あわせて、子ども・若者の成長・発達段階に応じて切れ目なく施策を実施するよう配慮する必要があります。親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期、学校教育段階、卒業して社会的自立に至るまでの継続的な視点で、支援が途切れることのないよう連携体制を構築していくことが重要です。

子ども・若者のライフステージに応じた切れ目ない支援、子育て家庭を含めた分野横断的な包括的支援を実現するために、必要な情報の共有や、関係者間の共通理解の醸成、連携の促進が求められます。また、市の関係機関・団体だけでなく、国や県、民間の企業や団体、地域とネットワークを構築し、連携しながら対策を推進することが重要です。

視点4 支援が届かない、届きにくい子ども・若者、子育て家庭への支援

困難を抱える子ども・若者、子育て家庭ほど、必要な支援制度を知らない、手続きがわからないなどの状況があり、行政や支援者に相談するなどの SOS を発することがないまま社会的に孤立し、必要な支援を受けることなく問題が深刻化して、一層困難な状況におかれてしまうことが指摘されています。

子ども・若者、子育て家庭の抱えている困難な状況は、外見からは見分けがつかない場合もあり、関係者や地域の人々が日常的な接点の中の会話や様子の変化から気づき、必要な支援等につなぐことが大切です。

支援にたどり着かない世帯に、効果的に気づきアウトリーチする手法を検討するとともに、既存の事業や取組における情報提供や手続きの方法を、伝わりやすさ、利用しやすさ、相談しやすさの観点から改めて検討することが重要です。

視点5 困難の世代間連鎖を断ち切る、公正の観点からの支援

国の「子供の貧困対策に関する大綱」では、貧困をはじめとする困難の世代間連鎖を断ち切り、すべての子どもが夢や希望を持てる社会をめざしています。困難の世代間連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困をはじめとする困難を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どもや若者のことを第一に考えた適切な支援が、包括的かつ早期に講じられていく必要があります。

生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども、ひとり親家庭の子ども、虐待を受けた子ども、若年で親になった世帯の子ども、外国につながる世帯の子どもなど、支援の緊急度や必要性の高い子ども・若者に対して優先的に施策を講じるよう、公正の観点から配慮する必要があります。取組の実施にあたっては、子ども・若者や子育て家庭に対する差別や偏見を助長することのないよう十分に留意することが求められます。



視点6 地域社会全体で「共育(ともいく)」の取組を推進

「子育ては家庭の自己責任」、「貧困は自己責任」という考え方も社会に未だ根強く存在しています。こうした状況が、社会の偏見や無関心を生む要因の1つとなっているという指摘もあります。

本市では、「だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて」、子ども・若者の貧困をはじめとする困難状況は、社会全体で受けとめて取り組むべき社会的課題であることを明確に位置づけます。生まれ育つ環境に関わらず、子ども・若者をあたたかく見守り、支える環境を社会全体で構築することが重要です。子どもたちがおかれている実態に関する発信や啓発、本計画や関連する制度の普及、関係者の意見交換の場づくり等により、市の関係機関、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に参加できるように取組を推進することが必要です。

子ども・若者への支援は、未来を支える積極的な人材育成の側面を持ちます。一人ひとりの子ども・若者が夢や希望を持って豊かな人生を送っていけるよう伴走することは、これからのまちや地域の活力、地域産業を担う人材の育成にもつながります。また、子ども食堂や学習支援など、民間や地域に根差した取組が活発になることで、世代を越えた、新たな、あたたかい地域のつながりが生まれています。こうした動きも捉えながら、社会全体で取り組んでいく機運を醸成することが求められます。

2. 計画の施策方針

(1) 計画の施策方針

だれひとり取り残さない、あたたかい地域共生社会の実現に向けて、6つの基本的な視点を踏まえて、次のとおり計画の施策方針を定めます。

施策方針	12の課題との対応
1 気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ	⑪社会的孤立・支援につながらない
2 子どもの医療や障がいに関する相談・支援を充実する	①保護者・子どもの心身の健康
3 暮らしや子育てを支援する	①保護者・子どもの心身の健康 ③家計のひっ迫と子どもへの影響 ④親と子の愛着関係・基本的信頼感 ⑤子どもの基本的な生活習慣
4 教育を受ける権利の保障と学びを支援する	⑦子どもの学習環境と学習習慣 ⑧子どもの学力・学校生活 ⑨子どもの進路・将来展望
5 修学、就労、自立に向けた支援をする	②保護者の就労状況 ⑨子どもの進路・将来展望
6 地域全体で共に支える基盤をつくる	⑥子どもの居場所 ⑪社会的孤立・支援につながらない
施策方針全体	⑩子どもの自己肯定感 ⑫困難の世代間連鎖

実態調査で把握された12の課題に対して、6つの施策方針を包括的に推進します。

施策方針1「気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ」では、困難を抱える子ども・若者、子育て家庭が支援につながりにくいという課題に対し、状況が深刻化する前に早期

に発見して支援につなげるために、プラットフォームを中心とした関係者の連携体制を充実・強化します。

施策方針2「子どもの医療や障がいに関する相談・支援を充実する」では、子どもの心身の健康や、障がいに関連する課題に対して、医療や障がいに関する相談・支援分野から施策を推進します。

施策方針3「暮らしや子育てを支援する」では、子ども・若者、子育て家庭の生活や子育てを支援することで、家計のひっ迫による子どもへの影響、親子の愛着、子どもの基本的な生活習慣の課題が改善されることをめざします。

施策方針4「教育を受ける権利の保障と学びを支援する」では、子どもの学習習慣、学力、進路など、学びに関する課題に対して、学校教育における学力保障の取組や、多様なニーズに応じた支援教育の推進、教育機会均等のための環境整備に取り組みます。

施策方針5「修学、就労、自立に向けた支援をする」では、子どもの社会的自立や保護者の就労の課題に対して、困難を抱える子ども・若者に向けた進路相談や自立支援の取組、保護者に対する就労自立支援を推進します。

施策方針6「地域全体で共に支える基盤をつくる」では、子どもの居場所と社会的孤立の課題に対して、市民の意識啓発や機運醸成、子どもの居場所や、多様な経験の提供をはじめとする地域や民間の主体的な取組への支援により、子どもを中心としたあたたかい地域共生社会をめざします。

施策方針1から6を、総合的に推進することで、子どもの自己肯定感を高め、困難の世代間連鎖を断ち切ることをめざします。

日本の若者は諸外国と比較して自己を肯定的に捉えている割合が低い¹など、子どもの自己肯定感が相対的に低いことは国の課題ともなっています。本市の実態調査からも、子どもの自己肯定感が全体的に低く、中でも困難を抱えた子どもがより低い傾向にあることがわかりました。また、親から子への困難の世代間連鎖があることもわかりました。神奈川県「自己肯定感を高めるための支援プログラム」によると、子ども・若者が自己肯定感を持つことで、困難に直面しても粘り強く対処できるようになると指摘されています。子ども・若者の自己肯定感については明確に対処する事業はなく、子ども・若者と日常的に接する大人が、個々に寄り添った関わりを持つことが重要であると考えられます。実態調査からは、子どもに寄り添い、伴走する関わりをとおして、子どもの自己肯定感が高まり、子どもが自ら変化する姿がみられたことが把握されました。

それぞれの施策の実施における共通の方針として、子どもや子育て家庭に寄り添い、子どもが素の自分を肯定的に認めることができるような支援をすることによって、自己肯定感を向上させることをめざします。

¹ 内閣府「令和元年版子ども・若者白書」

(2) SDGsの視点を踏まえた施策の展開

本計画の施策方針をSDGs達成に向けた取組として位置づけます。地域や企業などを
含む多様な担い手と連携しながら、SDGsの10の領域の達成に向けて計画を推進します。
また、各施策方針と特に関連が深いSDGsは次のとおりです。

	施策方針	特に関連が深いSDGs
1	気づく・受けとめる・ 必要な支援につなぐ	10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に
2	子どもの医療や障がいに関する 相談・支援を充実する	3 すべての人に健康と福祉を
3	暮らしや子育てを支援する	2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 16 平和と公正をすべての人に
4	教育を受ける権利の保障と 学びを支援する	4 質の高い教育をみんなに
5	修学、就労、自立に向けた 支援をする	4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も
6	地域全体で共に支える 基盤をつくる	11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナシップで目標を達成しよう
計画全体		1 貧困をなくそう 2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナシップで目標を達成しよう

※SDGsの概略は、本計画3頁の「④持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（平成28年12月決定）」を参照

3. 計画の体系

基本的な
方向性

だれひとり取り残さない あたためかい地域共生社会の実現に向けて

基本的な
視点

視点1
子ども・若者の
権利を第一に尊重

視点2
予防的な関わり、
早期の発見、
早期の対応

視点3
子ども・若者、
子育て家庭に
対する、
切れ目ない
包括的な支援

視点4
支援が届かない、
届きにくい
子ども・若者、
子育て家庭への
支援

視点5
困難の世代間連鎖
を断ち切る、
公正の観点からの
支援

視点6
地域社会全体で
「共育(ともいく)」
の取組を推進

施策方針

施策方針1
気づく・
受けとめる・
必要な支援に
つなぐ

施策方針2
子どもの医療や
障がいに関する
相談・支援を
充実する

施策方針3
暮らしや
子育てを
支援する

施策方針4
教育を受ける
権利の保障と
学びを支援する

施策方針5
修学、就労、
自立に向けた
支援をする

施策方針6
地域全体で
共に支える
基盤をつくる

施策の柱

柱1 妊娠・出産、育児への
切れ目ない支援の推進

柱2 学校をプラットフォームとした
取組の推進

柱3 切れ目ない相談支援の充実

柱1 子どもの医療への受診支援

柱2 障がい児等の相談・支援の充実

柱1 子どもの適切な養育に関わる
支援の充実

柱2 暮らしを支える支援の充実

柱3 子どもに届く経済的支援の充実

柱1 学校教育における
学力保障の取組

柱2 多様なニーズに応じた
支援教育の推進

柱3 教育機会均等のための
環境整備

柱1 子ども・若者に対する
修学・就労・自立支援の充実

柱2 保護者に対する
就労・自立支援の充実

柱1 子どもが主役の地域共生
社会に向けた啓発・機運醸成

柱2 地域活動の担い手の
育成・活動団体への支援

柱3 多様な体験の充実

柱4 すべての子ども・若者を包摂
する居場所・つながりの確保

柱5 学校・家庭・地域の連携・協働
の推進

